

仕様書

(令和6年度認知症月間における普及啓発業務委託)

第1 業務の目的

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、毎年9月を「認知症月間」と位置付け、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、その趣旨にふさわしい行事を実施することとしている。

本県においても、認知症に関する正しい理解の普及啓発事業を実施する。

第2 業務の概要

- 1 認知症に関する講演会又はシンポジウムの運営
- 2 広報素材の制作
- 3 その他効果が高いと判断される手段による普及啓発活動の実施

第3 業務履行期間

契約締結の日から令和6年10月31日（木）まで

第4 委託業務の内容

1 認知症に関する講演会又はシンポジウムの運営

(1) 内容・目的

県民に向けた認知症に関する講演会又はシンポジウムを実施することで、認知症の正しい理解を深めてもらうほか、認知症の人にやさしい地域づくりの実現を目的とする。

(2) 実施時期

令和6年9月21日（土）3時間程度

集合形式とし、定員は200人程度。また、オンデマンド視聴の方式も併用し、講演会等実施後、講演の映像を編集の上、オンデマンド視聴申込者に視聴用のURLを送付する。

(3) 実施場所

実施場所は提案事項に含め、委託者と協議の上決定する。

なお、鹿児島県庁行政庁舎2階講堂を使用することも可。ただし、9月21日（土）が閉庁日であり、入庁者の入出管理や利用施設以外への立ち入り制限が必要となるため、受託者は委託者と十分に連絡及び協議を行うこと。

(4) 委託内容

ア 総括的業務

(企画立案, レイアウト, 業務計画書の作成, 調整・スケジュール管理)

イ 会場の設営・撤去 (看板, 資機材, 装飾)

ウ 運営 (スタッフの配置)

エ 広報 (チラシ・プログラムの作成等)

オ その他これらに付随する業務

[特記事項]

□ 講演会又はシンポジウムの企画, 登壇者の手配

講演会又はシンポジウムの目的に合致し, 集客の見込める基調講演や登壇者等を提案すること。なお, 企画提案段階では, 想定している講師等を提案し, 実際の依頼については, 委託者と協議の上決定するものとする。

□ 会場設営 (付属設備を含む), 管理, 撤収

必要な機材を調達し, 会場づくり (会場の養生を含む) を行うこと。また, 講演会等終了後はゴミの処分及び現状回復を行うこと。なお, 原則として会場付属備品等を活用し, 費用の低減に努めること。

会場費用及び備品等の使用・借用等にかかる費用は, 本業務の契約に含むものとし, 委託者からは別途支給しない。

□ 会の運営

講演会等の目的を踏まえ, 会のシナリオや司会の台本等, 具体的な実施内容を企画すること。企画に当たっては委託者と受託者の双方で協議の上, 実施内容を決定すること。司会は委託者が手配を行う。

開催当日はあらかじめ県に届け出た会場運営責任者を常駐させ, 県との連絡調整及び不測の事態に備えること。

□ 広報 (チラシ・プログラムの作成等)

本講演会等の内容がわかりやすく記載され, 参加意欲が湧くような本講演会等をPRするチラシ等を作成し, SNSによる発信や関係機関との連携等, 効果的に事業を周知すること。チラシ等のデザインは, 委託者と受託者が協議の上決定する。

制作したチラシ等の電子データは委託者に提出し, 2,000部は紙媒体 (A4縦, カラー) で納品すること。納品期限は令和6年8月15日 (木) とする。

□ 講師との調整及び謝礼金等の支払い

講師又は登壇者等については, 委託者と協議の上決定するものとする。受託者は講師等との必要な調整を行うこと。なお, 講師等に対する謝礼金, 交通費や宿泊費等を含む一切の費用は本業務の契約に含むものとし, 委託者からは別途支給しない。

- 参加申込受付及び参加者名簿の管理
参加者の事前申込の受付及び参加者名簿の管理は受託者が行うこと。
事前申込の受付にあたっては、参加者が希望する形式（集合、オンデマンド視聴）を選択できるように参加希望の申込受付を行うこと。
- 講演会又はシンポジウムの運営
当日、運営に係る一切の作業を行うこと。
- オンデマンド視聴形式の併用
オンデマンド視聴用に講演会等の様子を収録し、40～50分程度の動画に編集の上、オンデマンド視聴の申込者に視聴用 URL を送付し、講演会動画を視聴できるようにすること。オンデマンド動画の配信期間については、委託者と協議の上決定するものとする。
- 参加者アンケートの作成及び集計
会の内容が反映されるような質問項目を用いて、参加者及び視聴者の感想や反応等を収集し、集計すること。
- 会の記録
当日の様子を動画で記録し、DVD等の記録媒体を用いて提出すること。

2 広報素材の制作

(1) 基本方針等

- ア 県民が認知症の正しい理解を深める機会となるような内容とする。見た人が、認知症について「自分を含めみんなに関わりのあること」と受け止め、認知症について関心を持つような内容を基本とする。
- イ 広報のターゲット層は20代以降とし、特定の年代に偏らないようにすること。
- ウ 制作物のコンセプトを統一すること。
- エ 制作にあたっては委託者と十分協議すること。
- オ ポスター及びSNSでの広報に活用可能な素材の納品日は、いずれも令和6年8月15日（木）とする。納品書も併せて提出すること。

(2) ポスターの制作

規格	A2
数量（枚）	500
仕様	フルカラー、縦長、コート紙、四折納品
掲載が必須となる事項	・「県シンボルマーク」と「保健福祉部高齢者生き生き推進課」 ・「9月は認知症月間です」

ポスターのデザインは、受託者が原案を作成のうえ、委託者と協議し決定するものとする。成果品は、PDF及び編集可能な形式データと併せて、紙媒体で500部を委託者に納品すること。

(3) SNSでの広報に活用可能な素材

X (旧 Twitter), Facebook, LINE による広報に活用できる素材等を JPEG データにより委託者に提出すること。

3 その他効果が高いと判断される手段による普及啓発活動の実施

上記業務内外で実施できる効果的な取り組みがある場合は提案すること。

第5 実績報告・成果品

- 1 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表を記載すること。
- 2 受託者は、本業務終了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。
- 3 本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データは、受託者から委託者に納品又は引き渡すこととする。ただし、納品及び引渡し方法等については、当該成果品及び電子データの制作又は作製の期間及び内容等に応じて、委託者と受託者が協議の上、決定する。

第6 著作権及び秘密保持

1 著作権

- (1) 本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データ（以下「本著作物」という）に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 委託者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (3) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、鹿児島県に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ鹿児島県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。

3 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日鹿児島県条例第33号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第7 その他

- 1 受託者は、委託者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- 2 本委託業務の実施に当たっては、受託者は委託者と十分に連絡及び協議を行うこと。
- 3 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定すること。
- 4 本業務の遂行に当たっては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等からの調達を積極的に検討すること（例えば、印刷や封緘作業等）。